

心と身体にリフレッシュを



休んで再発見 岡山県の魅力

年次有給休暇を取得して、
新しい働き方・休み方をはじめましょう。



後楽園・岡山城 (岡山市)



蒜山高原の牧場 (真庭市)



宍川海水浴場 (玉野市)

以下の2点を満たすすべての労働者は
正社員、パートなどの区分に関係なく
年次有給休暇が付与され取得できます。

- ① 雇入れの日から6か月継続勤務
- ② 全労働日の8割以上出勤

年次有給休暇のルールや企業の
取組事例などをチェック



詳しくは
年次有給休暇取得促進特設サイト
をご覧ください!

年次有給休暇を活用して 新しい体験をしてみませんか？

Point
1

季節のイベントを楽しむ



ひまわり畑 (笠岡市)



鶴山公園の紅葉 (津山市)

Point
2

歴史や文化に触れる



美観地区 (倉敷市)



備中松山城 (高梁市)

Point
3

旬の味覚を満喫



日生の牡蠣 (備前市)



千屋牛 (新見市)

Point
4

日々の疲れをリフレッシュ！



牛窓オリーブ園 (瀬戸内市)



湯郷温泉 (美作市)

地域のイベントや自治体活動にあわせて有給休暇を取得しましょう！

年次有給休暇の取得は、労働者の心身の健康増進や、モチベーションアップ、生産性向上による企業のメリットだけではなく、地域活動への参加の機会が拡がり、地域社会の活性化に繋がります。誰もが暮らしやすい岡山県の実現のために、年次有給休暇の取得促進に取り組みましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう！

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

① 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

【例1】年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

【例2】年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

② 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定